



宮 崎 県 公 報

平成22年11月11日 (木曜日) 第 2234 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 1	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (“) 1	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護支援事業所) の指定…………… (“) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の名称の変更…………… (“) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の所在地の変更…………… (“) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の所在地の変更…………… (“) 2	

○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止…………… (国保・援護課) 2	
○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 3	
○民有林の保安林の指定予定 (2 件) …………… (自然環境課) 3	
○保安林の指定予定の通知 (6 件) …………… (“) 3	
○改良普及員資格試験委員会規程を廃止する告示 (宮農支援課) 5	
○道路の区域の変更 (5 件) …………… (道路保全課) 5	
○道路の供用の開始 (3 件) …………… (“) 6	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 7	

公 告

○争議行為の通知…………… (労働政策課) 7	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 7	
○落札者等の公告 (2 件) …………… 8	

公安委員会公告

○機械警備業務管理者講習の実施について…………… 8	
----------------------------	--

告 示

宮崎県告示第 782号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年11月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	指定年月日
いまだ内科消化器科	宮崎県延岡市塩浜町 2 丁目1932-1	平成22年10月 1 日
ひむか薬局しおほま店	宮崎県延岡市塩浜町 2 丁目1951-7	平成22年10月 1 日

宮崎県告示第 783号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の 2 の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年11月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	廃止年月日
永山内科医院	宮崎県小林市細野 131 番地 1	平成22年 8 月31日

宮崎県告示第 784号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の 2 第 1 項の規定に

より、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年11月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
新木正剛	宮崎県日南市北郷町郷之原4956番地 1	新木医院	宮崎県日南市北郷町郷之原4956番地 1	平成22年 9 月 1 日
西日本総合福祉株式会社	宮崎県都城市下川東四丁目3220番地 3	デイサービスセンター 元気の里	宮崎県都城市下川東四丁目3220番地 3	平成22年 10 月 1 日
有限会社楽閑人	宮崎県日向市細島91番地 1	みほこがうら訪問介護事業所	宮崎県日向市細島91番地 1	平成22年 10 月 1 日
株式会社R.S西都	宮崎県西都市右松3292番地65	デイサービスセンター 向陵台	宮崎県西都市右松3292番地65	平成22年 9 月21日
株式会社バダン	宮崎県宮崎市神宮 1 丁目 307番地	デイサービスセンター 国富荘	宮崎県東諸県郡国富町 森永2466番	平成22年 9 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

			地19	
株式会社博愛	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋 763番地 1	デイサービスほおのき	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋 763番地 1	平成22年 9月1日

宮崎県告示第 785号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年11月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人日章福祉会	宮崎県宮崎市江平町 1 丁目 3 番地 8	日章野菊の里ヘルパーセンター	宮崎県小林市細野2778番地 1	平成22年 10月1日

宮崎県告示第 786号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年11月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
社会福祉法人綾康会	宮崎県東諸郡綾町大字南保 561番地	社会福祉法人綾康会やすらぎの里	宮崎県東諸郡綾町大字南保 561番地

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
社会福祉法人綾康会やすらぎの里	ケアプランやすらぎ	平成22年 9月1日

宮崎県告示第 787号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年11月11日

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
社会福祉法人綾康会	宮崎県東諸郡綾町大字南保 561番地	社会福祉法人綾康会やすらぎの里	宮崎県東諸郡綾町大字南保 561番地

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
宮崎県東諸郡綾町大字南保 561番地	宮崎県東諸郡綾町大字南保 622番地 3	平成22年 9月1日

宮崎県告示第 788号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年11月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
社会福祉法人恵愛会	宮崎県都城市太郎坊町 563番地 1	都城市祝吉・沖水地区地域包括支援センター	宮崎県都城市祝吉 3 丁目23番地21

2 届出事項

居宅介護支援事業所の所在地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
宮崎県都城市祝吉 3 丁目23番地21	宮崎県都城市祝吉町 5055番地 1 ミラ・クレイン 102号	平成22年 8月27日

宮崎県告示第 789号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年11月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止 年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社なごみの杜	宮崎県宮崎市永楽町175番地1シャインフィール303号	訪問看護ステーション国富荘	宮崎県東諸県郡国富町森永2466番地15	平成22年7月31日
株式会社なごみの杜	宮崎県宮崎市	デイサービス	宮崎県東諸	平成22年

ごみの杜	市永楽町175番地1シャインフィール303号	センター国富荘	県郡国富町森永2466番地19	9月20日
------	------------------------	---------	-----------------	-------

宮崎県告示第 790号
宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。
平成22年11月11日
宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
22年-36	映画	奴隷飼育 変態しゃぶり牝	山崎組 ＜オービー映画＞	平成22年11月4日
22-37	映画	痴漢電車 とろける夢タッチ	竹洞組 ＜オービー映画＞	
22-38	映画	YOYOCHU SEXと代々木忠の世界	ゴールド・ビュー、スターサンズ ＜スターサンズ＞	
22-39	映画	絶対痴女 奥出し調教	友松組 ＜オービー映画＞	
22-40	映画	悦楽の性界 淫らしましょ！	渡辺（元）組 ＜オービー映画＞	
22-41	映画	新釈・四畳半襦の下張り	愛染組 ＜新東宝映画＞	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 791号
森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。
平成22年11月11日
宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町大藤字内野北乙1479・乙1480-1・乙1480-2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。
平成22年11月11日
宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字亀戸5573、5577-1

2 指定の目的 落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 793号
森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年11月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市豊満町2592-61・2592-63・2593-イ-9・2593-イ-15から2593-イ-17まで・2599-67・2599-68（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、2592-60、2592-62、2593-1から2593-4まで、2593-イ-5、2593-イ-8、2593-イ-10、2593-イ-12、2597-33、2598-ロ、2599-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
2592-62（次の図に示す部分に限る。）
 - イ 次の森林については、主伐は択伐による。
2592-63・2593-イ-9・2593-イ-10・2593-イ-12・2593-イ-16・2597-33・2598-ロ・2599-1・2599-68（以上9筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 794号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年11月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高崎町前田字内ノ迫3596-3、3596-7、3597-1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 795号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年11月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市山田町中霧島字上大迫1451-11（次の図に示す部分に限る。）、1453-15
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字上大迫1451-11・1453-15（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 796号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年11月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北方町早上字荒口巳1189-3・巳1189-7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 797号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年11月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字大藪500-78（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
 字大藪 500-78（次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 798号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年11月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

改良普及員資格試験委員会規程を廃止する告示をここに公表する。

平成22年11月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 799号

改良普及員資格試験委員会規程を廃止する告示

改良普及員資格試験委員会規程（昭和38年10月25日宮崎県告示第 697号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 800号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年11月11日から平成22年11月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
	国道	国道 2 69号	宮崎市清武町正手三丁目21番 1 地先から同市同町正手二丁目37番 8 地先まで	旧	16.2 ～ 32.0	138.0
				新	17.6 ～ 37.0	

宮崎県告示第 801号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年11月11日から平成22年11月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月11日

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字野々首1120-6 から1120-9 まで、1120-14
 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は択伐による。
 字野々首1120-9 ・1120-14（以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
	国道	国道 3 88号	延岡市川島町1220番 7 地先から同市同町1217番地先まで	旧	42.8 ～ 62.4	68.2
				新	16.6 ～ 38.4	

宮崎県告示第 802号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年11月11日から平成22年11月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
43	県道	北川北浦線	延岡市北川町川内名字土々呂ヶ内	旧	5.4 ～ 12.5	200.0

			山 353番 2 地先から同 市同町川内 名字高鼻山 317番 3 地 先まで	新	10.0 ~ 19.3	200.0
--	--	--	--	---	----------------	-------

宮崎県告示第 803号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年11月11日から平成22年11月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高 千穂線	東臼杵郡諸 塚村大字家 代字城ノ下 3247番 3 地 先から同郡 同村同大字 字高椎3349 番 3 地先ま で	旧	4.0 ~ 38.8 8.7 ~ 35.0	437.5 440.1
				新	8.7 ~ 35.0	440.1

宮崎県告示第 804号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年11月11日から平成22年11月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
348	県道	清武停 車場線	宮崎市清武 町正手二丁 目38番 6 地 先から同市 同町正手二 丁目98番地 先まで	旧	11.7 ~ 14.5	205.5
				新	12.3 ~ 16.2	202.5

宮崎県告示第 805号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年11月11日から平成22年11月25日まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 69号	宮崎市清武 町正手三丁 目21番 1 地 先から同市 同町正手二 丁目37番 8 地先まで	平成22年11月11日

宮崎県告示第 806号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年11月11日から平成22年11月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
43	県道	北川北 浦線	延岡市北川 町川内名字 土々呂ヶ内 山 353番 2 地先から同 市同町川内 名字高鼻山 317番 3 地 先まで	平成22年11月11日

宮崎県告示第 807号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年11月11日から平成22年11月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
348	県道	清武停 車場線	宮崎市清武 町正手二丁 目38番 6 地 先から同市 同町正手二	平成22年11月11日

丁目98番地
先まで

公 告

宮崎県告示第 808号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成22年11月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 鷹尾一丁目地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線により囲まれた土地の区域（平成20年3月10日宮崎県告示第181号で指定した第5号に掲げる土地の区域を除く）

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	都城市鷹尾一丁目3996
2	“ “ 3976-1地先道路敷
3	“ “ 3976-6
4	“ “ 3925-2
5	“ “ 3923-9
6	“ “ 3924-12
7	“ “ 3924-12地先道路敷
8	“ “ 3924-12地先道路敷
9	“ 都島町 317-3地先道路敷
10	“ 鷹尾一丁目3924-5地先道路敷
11	“ “ 3924-5
12	“ “ 4005-1
13	“ “ 4005-5
14	“ “ 4005-4

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、宮崎医療生協労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成22年11月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 争議行為の目的

冬季一時金および諸要求について

2 争議行為の日時

平成22年11月12日 午前8時30分から9時30分まで

3 争議行為を行う場所

(1) 宮崎市大島町天神前1171

宮崎生協病院内

(2) 宮崎市大島町天神前1175-3

宮崎医療生活協同組合本部内

(3) 宮崎市和知川原2丁目25-1

和知川原生協クリニック、訪問看護ステーションれいんぼう、ホームヘルプサービスれいんぼう内

(4) 宮崎市大字熊野東正蓮寺1613

このはな生協クリニック内

(5) 宮崎市大塚町大迫南平4401-1

おおつか生協クリニック内

(6) 延岡市浜砂1丁目5-17

生協クリニックのべおか内

(7) 延岡市浜砂1丁目5-3

訪問看護ステーションそれいゆ、ホームヘルプサービスそれいゆ内

4 争議行為の概要

全面ストライキ

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成22年11月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-17)第1205号	米沢建設(株)	米沢 久美	宮崎県都城市高崎町縄瀬1580	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業、水道施設工事業	平成22年9月15日付けで廃業した旨の届	平成22年9月15日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第1378号	土屋建設	土屋 重雄	宮崎県児湯郡新富町大字新田2215	一般	建築工事業	平成22年9月24日 “	平成22年9月24日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第1972号	(有)添田工務店	添田 宣次	宮崎県日南市吾田東3-1-49	一般	消防施設工事業	平成22年9月17日 “	平成22年9月17日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第2020号	(株)横山土建	横山 常一	宮崎県小林市野尻町東麓1144	一般	管工事業、水道施設工事業	平成22年9月16日 “	平成22年9月16日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第3052号	(有)今村塗装	今村 静光	宮崎県都城市菓子野町	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイ	平成22年9月10日 “	平成22年9月10日 (一部廃業)

			10167-1	一般	ル・れんが・ブロック 工事業、鋼構造物工 事業、内装仕上工事業		
宮崎県知事許可 (般-18)第3337号	(株)高佐建設	高佐 時義	宮崎県小林 市大字東方 2348	一般	土木工事業、建築工事 業、大工工事業、とび ・土工事業、屋根工 事業、管工事業、ほ装 工事業、水道施設工事 業	平成22年9月 2日付けで廃 業した旨の届	平成22年9月2日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第4247号	塩見産業(有)	細川 照男	宮崎県日向 市大字塩見 4558	一般	建築工事業	平成22年9月 24日 "	平成22年9月24日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第4821号	(株)旭栄塗装	岸本 武	宮崎県延岡 市平原町5 -1492-47	一般	とび・土工事業	平成22年9月 14日 "	平成22年9月14日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第5911号	吉田水道工業 社	吉田 美喜男	宮崎県児湯 郡都農町大 字川北1165 -5	一般	土木工事業、とび・土 工事業、石工事業、 管工事業、ほ装工事業 、水道施設工事業	平成22年9月 29日 "	平成22年9月29日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第6960号	日向興産(株)	伊東 道郎	宮崎県延岡 市北小路11 11-1	一般	屋根工事業	平成22年9月 30日 "	平成22年9月30日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第7360号	(有)ハセバ塗装 店	長谷場 博一	宮崎県都城 市志比田町 9143-4	一般	板金工事業	平成22年9月 21日 "	平成22年9月21日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第8850号	村田建設(株)	村田 雅生	宮崎県宮崎 市大字本郷 南方5470- 1	一般	管工事業	平成22年9月 16日 "	平成22年9月16日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第 11409号	(株)サンテック	金井 久男	宮崎県延岡 市土々呂町 5-2230- 42	一般	造園工事業	平成22年9月 13日 "	平成22年9月13日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第 11436号	園田カッター	園田 憲二郎	宮崎県延岡 市三須町14 79-1	一般	とび・土工事業	平成22年9月 30日 "	平成22年9月30日 (全廃業)

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

平成22年11月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 落札に係る調達件名の名称及び数量
宮崎県指紋情報高度利用システム機器一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日
平成22年9月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社九州支社
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額
263,970,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成22年8月5日

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成22年11月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 随意契約に係る調達件名の名称及び数量
警察本部用サーバ機器一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年10月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社九州支社
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
103,055,400円
- 6 随意契約による理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項
第8号に該当

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第20号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第42条第 2 項に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成22年11月11日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

1 講習の実施日及び定員

講習種別	講習の実施日	定員
機械警備業務 管理者講習	平成23年1月14日（金）、17日（月）か ら19日（水）まで	15人

2 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

宮崎地域職業訓練センター 電話0985-58-1554

3 講習の実施要領

- (1) 講習は、宮崎県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習の最後に、修了考査（5 枝択一式40問、100分）を実施し、80パーセント以上の成績者を合格者とし、合格者に講習修了証明書を交付する。修了考査不合格者に対する再考査は行わない。

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 提出期間及び時間

講習種別	提出日時
機械警備業務 管理者講習	平成22年12月6日（月）から15日（水）まで（ 土、日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

(4) 提出書類

受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）1通

5 手数料

4の受講申込の際、38,000円に相当する額の宮崎県証紙を納入すること。

手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込の受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。